

第 3 1 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開又は非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成27年11月18日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、中学校教諭（千種区）が同年10月21日に生徒を殴ったことに関して、次に掲げる事項がわかる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 10月28日保護者の案内（以下「本件請求文書①」という。）

(2) 説明内容、記録（以下「本件請求文書②」という。）

(3) その後の対応についてわかるもの（以下「本件請求文書③」という。）

(4) 本件教諭のその後の「体罰」および事実関係についてわかるもの（以下「本件請求文書④」という。）

2 同年12月 2日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件請求文書①、③及び④に該当する文書として、「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」（請求に係るもの）（以下「本件行政文書①」という。）、「臨時の学級保護者会のお知らせ」（以下「本件行政文書②」という。）、「臨時全体保護者会のご案内」（以下「本件行政文書③」という。）及び「担任教員の変更についてのお知らせ」（以下「本件行政文書④」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行うとともに、本件請求文書②に該当する文書は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年12月14日、審査請求人は、本件処分①及び②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書①から④の一部を公開しない理由として、生徒の氏名や当該生徒が所属するクラスの情報などプライバシーに関する情報が記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないものと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると主張している。

また、本件請求文書②を公開しない理由として、請求内容に該当する行政文書を作成または取得しておらず、文書が不存在であるためと主張している。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明意見書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件行政文書①から④に記載されている被害生徒の氏名や当該生徒の健康状態及び当該生徒の所属校名とそのクラスを公開することは、被害にあった生徒の特定につながる情報が公開されることとなり、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するとして非公開とした。

(2) また、本件事案の発生校は「千種区中学校の特別支援学級」と明らかにされているため、本件行政文書①から④に記載されている特別支援学級のクラス名、担任教員の氏名及び当該学校の特別活動室の場所を公開することにより、学校名の特定につながり、被害にあった生徒の特定につながる情報が公開されることとなり、これらの情報は通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するとして非公開とした。

(3) 本件請求文書②については、該当する行政文書を作成又は取得しておらず文書が不存在であるため、非公開とした。

(4) 本件請求文書④に対し、本件行政文書①を一部公開決定しており、それ以外に「本件教諭のその他の体罰」に係る行政文書は存在しない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分①及び②を取り消し、請求した文書を公開するとの方決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公開された報告書に、「以前にも」と記載されている。その他の体罰の報告書も請求しているのだから、あれば公開されるべきである。同じ教員により、以前にも複数の生徒に対して体罰が行われたことが報道されている。常習化した暴力行為ということであり、体罰防止のために、その後の取り組みも含め、すべてを明らかにする義務が処分庁にはある。
- (2) 具体的にどの部分が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するのか説明がないので、判断、理解ができない。具体的に説明を求める。もし説明がないなら、公開すべきである。
- (3) 被害生徒の氏名や当該生徒の健康状態及びクラスは公表を望まない。しかしながら、臨時の学級保護者会のお知らせ、担任教員の変更についてのお知らせにおいて、すでに被害生徒のクラスは公表しているといえる。現時点で一度公表したことを公表しないとすることは無理がある。
- (4) 保護者会の説明内容、記録は作成していないとのことだが、本件事案は、報道によると「当初は、教諭が体罰を否定、被害届も出されたという事案」である。保護者会での校長等の説明は資料や想定問答の用意があつてできることであり、その資料等も公開対象である。また、質問内容については処分庁等に報告されると思われる。保護者会で新たな事実が出てくる場合もあるので、当然記録がとられていたはずである。
- (5) 確かに学校名が明らかになると風評被害ということになりかねないが、これから学ぶ学校環境、学校の姿勢、体制、どのような職員がいるのか等は「知りたい権利」としては重要な情報であることには違いない。「公益上の義務的開示」が求められる事案といえる。どの学校で起きたことなのかわからないから、職員自らの振り返り等の不備を含め、学校が適切に取り組んでいるかどうか、今後大丈夫か等について知ることができない。知る権利と提言等ができないということである。

(6) 体罰事案は学校の指導が前提で起こることであり、校舎内で起こったことは職務行為である。暴力行為そのものは職務ではないが、その入り口までは職務行為があると思う。体罰後、校長に報告する人もいれば後でばれる人もいるが、その流れからしても職務上の行為である。今回請求した体罰事案では、保護者会や説明会を開いており、学校は事案が発生した事実を公表している。そうであれば、個人のプライバシーや利害関係はもう通らないのではないか。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 3 点が争点となっている。

(1) 本件行政文書①から④に記載された、体罰を受けた生徒（以下「被害生徒」という。）の氏名、校長の氏名、体罰を行った教員の氏名、学校名、クラス名、学級保護者会を行った場所の一部、児童の健康状態（以下「本件情報」という。）が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。

(2) 本件請求文書②が存在するか否か。

(3) 本件行政文書①のほかに本件請求文書④に該当する行政文書が存在するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件審査請求の対象となる行政文書について

平成27年10月に、名古屋市千種区の市立中学校で、特別支援学級を担当する教員が生徒の頭を叩き、負傷させた事件（以下「本件事件」という。）が発生した。

本件審査請求の対象となる行政文書は、本件事件に関する次の文書である。

(1) 本件行政文書①は、本件事件に関し、事件発生校の校長が、教職員や関係者から事情を聴取した結果をふまえ、体罰に該当すると判断したことから作成し、平成27年10月26日付けで提出した報告書である。

当該文書には、調査年月日、調査のきっかけ及び調査して判明した事実を記載する欄で構成されており、保護者からの報告の状況及び本件事件が発生した際の状況が記載されている。

(2) 本件行政文書②は、本件事件を受け、平成27年10月27日付けで事件発生校の校長から特定のクラスの保護者宛てに発出された、臨時の学級保護者会の開催案内であり、本件行政文書③は、平成27年11月17日付けで事件発生校の校長から当該校の保護者宛てに発出された、臨時全体保護者会の開催案内である。

また、本件行政文書④は、平成27年11月 9日付けで事件発生校の校長から特定のクラスの保護者宛てに発出された、担任教員の変更に係る通知である。

(3) 本件公開請求の内容から、本件請求文書②は、本件行政文書②及び③に記載された保護者会において、事件発生校の校長が保護者に説明した内容が記載された文書であると解される。

また、本件請求文書④は、本件事件で体罰を行った教員が、本件事件のほかに体罰を行ったか否かについて記載された文書であると解される。

(4) なお、本件事件については、名古屋市千種区の市立中学校の特別支援学級で発生し、体罰を行った教員は五十代男性であること、負傷した生徒は当該教員が担任する学級の男子生徒であること、当該教員は傷害の疑いで書類送検され、減給の懲戒処分とされたこと等が記者発表され、報道されている。

4 本件情報の条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、本件情報が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

- (2) 本件情報のうち、被害生徒の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。

また、上記 3 (4) のとおり、本件事件は、特定の区の市立中学校の特別支援学級で発生したことを始めとする様々な情報が、記者発表及び報道機関の取材等に基づく報道により既に明らかとなっており、本件事件の関係者のみならず、一般に本件事件の情報が了知されていることが容易に推察される。加えて、該当の区で特別支援学級に所属する生徒は一定数に限定されている。

このような状況下では、本件情報のうち、被害生徒の氏名を除く情報についても、これらを公にすると、既に明らかとなっている情報と照合することにより、当該生徒を識別することができるものと認められる。

- (3) さらに、本件情報は、担任の教員から体罰を受けたことを明らかにするものであることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

したがって、本件情報は、被害生徒のプライバシーに関する情報であると認められる。

- (4) 審査請求人は、本件事件は職員の職務の遂行に係る情報であり、本件情報は公開されるべきであると主張している。

たしかに、本号は、ただし書アにおいて、公務員等の職、氏名に関する情報は、その職務行為に関する情報と不可分の要素であり、説明する責務の観点から、当該情報を公開することにより当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き、これを公開することとしている。

このことは、開かれた市政を推進するため、非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならないという公開の原則と、個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ったものである。

- (5) 一方で、条例第 3 条は、「行政文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

本件情報は、上記 (3) のとおり、被害生徒のプライバシーに関する情報である。個人のプライバシーに関する情報は、いったん公開されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすおそれがあるため、慎重に取り扱わなければならない。対象となる情報が、体罰を受けた生徒のプライバシーに関するものとあっては殊更である。条例の趣旨を踏まえると、本件情報は、当

該生徒の個人情報として保護されるべきものであり、これに優越する公益上の理由があるとは認められない。

(6) 以上のことから、本件情報は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 本件請求文書②及び本件請求文書④に該当する他の行政文書の有無について

次に、審査請求人は、本件請求文書②及び④に該当する行政文書として、校長が保護者会での説明のために用意した資料や、本件事件に関与した教職員への事情聴取の記録等があるはずであると主張していることから、これらの有無について判断する。

(1) 当審査会の調査によると、本件事件に関し、次の事実が認められる。

ア 上記 3 (1) のとおり、本件事件発生校の校長は、本件行政文書①を作成し、平成27年10月26日に実施機関へ提出した。

イ 本件事件の発生校では、平成27年10月28日及び同年11月18日に、本件事件に関する保護者会が開催された。

ウ 実施機関は、平成27年11月 6日に、本件事件で体罰を行った教員及び本件事件発生校の校長に事情聴取を行った。

エ 上記イの保護者会及び上記ウの事情聴取に関し、実施機関が保有する行政文書は、保護者会記録及び事情聴取記録のみであり、これらは、本件公開請求後に作成されている。

(2) 行政文書公開制度は、公開請求時点で存在する行政文書を対象としている。このため、本件公開請求時点において、本件請求文書②は存在せず、本件行政文書①のほかに本件請求文書④に該当する行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点はなく、これを覆すに足りる事実も認められない。

(3) したがって、本件請求文書②及び本件請求文書④に該当する他の行政文書は、本件公開請求時点において存在しなかったと認められる。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、

上記 4及び 5において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 1月 4日	諮問書の受理
2月 8日	弁明意見書の受理
3月 7日	反論意見書の受理
令和元年12月20日 (第 7回第 3小委員会)	調査審議
同日 (第 7回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
令和 2年 1月17日 (第 8回第 3小委員会)	調査審議
6月12日 (第11回第 3小委員会)	調査審議
10月16日 (第15回第 3小委員会)	調査審議
11月30日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人